

官報

号外

昭和四十九年二月十四日

第七十二回 衆議院會議録 第十二号

昭和四十九年二月十四日(木曜日)

議事日程 第十一号

昭和四十九年二月十四日

午後一時開議

- 第一 昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
- 第二 船舶職員法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 議員請暇の件
- 日程第一 昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
- 日程第二 船舶職員法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

八木君から、海外旅行のため、二月十四日から二十七日まで十四日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十九年二月十三日

提出者

大蔵委員長 安倍晋太郎

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、昭和四十八年度の米穀の生産を行なかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金又は米生産調整協力特別交付金(以下「米生産調整奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十八年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、昭和四十八年度の米穀の生産を行なかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その所得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用について、

いては、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の米生産調整奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和四十八年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込みは、約五億円である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨説明を許します。大蔵委員長安倍晋太郎君。

〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 ただいま議題となりました昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月十三日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

船舶職員法の一部を

（運輸省令で定めるものを除く。）の実施に関する事務（以下「特定試験事務」という。）を行なわ

2 前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、特定試験事務の実施に関し第十六条前段に規定する運輸大臣の職権を行なうことができる。

3 運輸大臣は、指定試験機関に特定試験事務を行なわせるときは、特定試験事務を行なわなければならないものとする。

(指定の基準)

第二十三条の三 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が左の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に關する計画が特定試験事務の適正且つ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に關する計画の適正且つ確実な実施に足るものであること。

2 運輸大臣は、指定の申請が左の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 特定試験事務以外の申請者の行なう業務により申請者が特定試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第二十三条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、左のいずれかに該当する者があること。

イ この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十三条の五第二項の規定による命令

により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十三条の四 運輸大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行なう事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は特定試験事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十三条の五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定試験機関の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十三条の七第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(小型船舶操縦士試験員)

第二十三条の六 指定試験機関は、特定試験事務を行なう場合において、小型船舶操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に關する事務については、小型船舶操縦士試験員に行なわせなければならない。

2 小型船舶操縦士試験員は、船舶職員の養成又はこれに準ずる業務に關する知識及び経験に關する運輸省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、小型船舶操縦士試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、小型船舶操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、小型船舶操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により小型船舶操縦士試験員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶操縦士試験員となることできない。

6 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、小型船舶操縦士試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第二十三条の七 指定試験機関は、特定試験事務の開始前に、特定試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした試験事務規程が特定試験事務の適正且つ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を變更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(予算等の認可等)

第二十三条の八 指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に運輸大臣に提出しなければならない。(税務保持義務等)

第二十三条の九 特定試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第二十三条の十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、特定試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告等)

第二十三条の十一 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要限度において、指定試験機関に対し、特定試験事務に關し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、特定試験事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定試験事務の休廃止)

第二十三条の十二 指定試験機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、特定試験事務に關する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十三条の十三 運輸大臣は、指定試験機関が左の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

備考

一 沿岸小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、丙区域（沿海区域のうち運輸省令で定める区域をいう。以下同じ。）内の区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので丙区域のみを航行するものをいう。

二 沿海小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、沿岸小型船及び外洋小型船以外のものをいう。

三 外洋小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので沿海区域のみを航行するものでないものをいう。

別表第五中

丙種船長	丙種航海士
丙種航海士	小型船舶操縦士

丙種船長
丙種航海士

丙種機関長
丙種機関士

丙種機関長	丙種機関士
一級小型船舶操縦士	二級小型船舶操縦士
二級小型船舶操縦士	三級小型船舶操縦士
三級小型船舶操縦士	四級小型船舶操縦士

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、第三章の次に一章を加える改正規定、第二十八条の次に二条を加える改正規定（第二十八条の二を加える部分に限る。）、第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、第三十条の改正規定、同条を第三十一条の三とし、同条の前に二条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十二条及び第三十三条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十條の規定は、公布の日から起算して一月を超えた日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の船舶職員法（以下「旧法」とい

う。）により旧法第五条第一項の小型船舶操縦士（以下「旧小型船舶操縦士」という。）の資格についてされた免許は、改正後の船舶職員法（以下「新法」という。）（第十八条及び第二十一条を除く。）及び海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の規定の適用については、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第五条第一項の規定にかかわらず、旧小型船舶操縦士の資格について新法によりされた免許とみなす。この場合において、新法第八条第一項及び新法第十三条の二第二項の規定の適用における資格の上級及び下級の別は、旧法別表第五の例による。

第三条 運輸大臣は、この法律の施行の際旧法により旧小型船舶操縦士の資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格に

ついて免許を受け、又は試験に合格している者であつて、運輸大臣が指定する船舶職員養成施設において運輸大臣が定める課程の講習を修了し、又は新法による一級小型船舶操縦士の資格に必要な知識及び能力を有していることについて運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から十年を経過する日まで、新法による一級小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。ただし、この法律の施行後その免許を受けようとする時まで、この法律の施行の際受けていた免許（前条の規定により新法によりされたものとみなされる旧小型船舶操縦士の資格についての免許を含む。）が取り消され、又はその試験の合格が無効とされた者については、この限りでない。

第四条 運輸大臣は、この法律の施行の際業として又はその営む事業のため総トン数五トン未満の船舶（旅客運送の用に供するものを除く。）において、船長の職務を行なつてゐる者であつて、その要件を備へることについてこの法律の施行の日から一年を経過する日までに運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から三年を経過する日までにその者の申請があつたときは、試験を行なわないうで、この法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の航行している区域に応じ、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士又は四級小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により免許を与える場合において、当該免許を受ける者がこの法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の総トン数に応じ、その免許につき船舶の総トン数についての限定をすることができ、

3 新法第十八条第二項及び新法第二十一条第二項の規定は、前項の規定により免許について船舶の総トン数についての限定をされた者を船舶

職員として船舶に乗り組ませる場合及びその者が船舶職員として船舶に乗り組む場合について準用する。

4 新法第十九条の規定は、前項において準用する新法第十八条第二項の規定の適用について準用する。

5 新法第二十二條の二の規定は、第三項において準用する新法第十八条第二項の規定又は前項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合について準用する。

6 第三項において準用する新法第二十一条第二項、第四項において準用する新法第十九条及び前項において準用する新法第二十二條の二の規定は、新法第十条第一項の規定の適用については船舶職員法の規定とみなす。

7 第三項において準用する新法第十八条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

8 第四項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令又は第五項において準用する新法第二十二條の二第一項の規定による処分違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第三項において準用する新法第二十一条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の刑を科する。

11 第四項において準用する新法第十九条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第五条 船舶所有者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第十八条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶には、同表の船舶職員の欄に掲

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号

船舶職員法の一部を改正する法律案

二七六

ける船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格の海技従事者附則第二条の規定により旧小型船舶操縦士の資格について免許を受けたとみなされる者を含む。次条において同じ。を乗り組ませることをもつて足りる。

第六条 この法律の施行の際旧法別表第一の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格についての免許を受けていた海技従事者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第二十一条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶の同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として乗り組むことができる。

第七条 総トン数五トン未満の船舶(旅客運送の用に供する船舶を除く。)については、新法第二十一条及び新法第二十一条の規定は、この法律の施行の日から一年六月を経過する日までの間、適用しない。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第九条 新法第二十三条の二第一項の規定により運輸大臣が指定試験機関に行なわせる特定試験事務は、新法による小型船舶操縦士に係るものとし、新法第二十三条の四第一項に規定する特定試験事務の開始の日は、この法律の施行の日以後の日とするものとする。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

理 由

最近における小型の船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その航行の安全を図るため、小型の船舶に乗り組まざるべき者の資格を定め、その資格についての試験の実施に関する事務を運輸大臣の指定する者に行なわせることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長勝澤芳雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔勝澤芳雄君登壇〕

○勝澤芳雄君 ただいま議題となりました船舶職員法の一部を改正する法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近におけるモーターボート、小型漁船の増加が著しく、これに伴い、これらの小型船舶による事故も相当数にのぼっている実情にかんがみ、緊急に小型船舶の航行の安全を確保するため、従来、船舶職員法の適用のなかった小型船舶についても、原則として免許を受けた者の乗り組む義務づけるとともに、実態に即した合理的な免許制度を創設すること等を目的とするものであります。

そのおもな内容は、

一、総トン数五トン未満の船舶であつて、旅客運送の用に供しないものについても船舶職員法を適用するものとする。

二、現在の小型船舶操縦士の資格は廃止し、新たな資格として、総トン数二十トン未満の小型船舶について、その総トン数及び航行区域に応じ、一級から四級の小型船舶操縦士の資格を設けるものとする。

三、新たに設けることとした資格に対応する試験の実施に関する事務を、申請により、運輸大臣が指定する者に行なわせるものとする。

その他所要の規定を整備するなどであります。本案は、第七十一回国会に提出され、今国会に継続審査となつたものであります。

本案につきましては、昨十三日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党から、小型船舶操縦士の資格についての免許につき、航行する区域及び推進機関の馬力について限定できること、及び一定の距離を航行する外洋小型船舶については、機関長を乗り組ませることを内容とする修正案が、日本社会党、公明党、民社党の三党から、共同提案にかかる、小型船舶操縦士の資格についての免許は、従前のとおり十八歳以上とすること、及び、外洋小型船舶についてはすべて機関長を乗り組ませることを内容とする修正案が、また、日本共産党・革新共同から、指定試験機関の削除等を内容とする修正案がそれぞれ提出されました。よつて、それぞれ趣旨の説明を聴取した後、討論もなく、直ちに採決を行ないましたところ、日本共産党・革新共同提出の修正案及び日本社会党、公明党、民社党の三党共同提案にかかる修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、よつて、本案は自由民主党提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、船舶航行の安全確保に資するため、港内を航行する船舶等旅客を運送する船舶については、補助者を乗り組ませる等安全に支障のないよう適切な指導を行なうこと。

従前より配乗している内種機関士については、雇用上の不安を生ぜしめないよう特段の処置を講ずること。

を内容とする自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党の五党共同提案にかかる附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

船舶職員法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

船舶職員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第三項の改正規定中「身体の障害その他の状態の下に」又は操縦の技能を、「その他の設備の下に」又は航行する区域及び推進機関の馬力を加える。

第五条第四項の改正規定中「前項の規定による」の下に「身体の障害その他の状態に」を加える。

第八条の改正規定を次のように改める。

第八条第一項本文「第五条第二項」の下に「若しくは第三項」を、「機関の種類」の下に「若しくは航行する区域及び推進機関の馬力」を加え、同条第三項を削る。

第十三条の改正規定の前項に次のように加える。

第十二条中同条第二項の下に「又は第三項」を、「免許について船舶の種類」の下に「又は航行する区域及び推進機関の馬力」を加え、「資格別且つ船舶の種類別」を「資格別かつ船舶の種類別」又は資格別かつ船舶の航行する区域及び推進機関の馬力の別」に改める。

第十八条の改正規定を次のように改める。

第十八条第二項を次のように改める。

第二十一条の改正規定を次のように改める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 海技従事者は、その免許について第五条第二項の規定による船舶の機関の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備若しくは航行する区域及び推進機関の馬力についての限定をされている場合においては、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するとき、

別表第一の改正規定中

外洋小型船	船 長	
	機関長(運輸省令で定める区域を航行する外洋小型船に限る)	一級小型船舶操縦士
	丙種機関士	

に改める。

又はその限定をされた設備を有し、若しくはその限定をされた区域のみを航行し、かつ、その限定をされた馬力の推進機関を有するときでなければ、別表第一の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として乗り組んではならない。
第二十一条第四項を削る。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席国務大臣

大 蔵 大 臣 福田 赳夫君
運 輸 大 臣 徳永 正利君

○朗読を省略した議長の報告

(見込額書受領)

一、去る八日、内閣から、地方交付税法第七条の

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号

船舶職員法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

規定に基づく昭和四十九年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る九日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、入付をもつて中小企業庁次長原山義史は経済企画庁長官官房付に、中小企業庁計画部長小山実は中小企業庁次長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十二日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

科学技術庁長官官房長 片山 石郎
中小企業庁次長 小山 実

(政府委員任命)

一、去る十二日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、十二日議長において承認した片山石郎外一名を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る八日、地方行政委員会において、次のと

、おり理事を補欠選任した。

理事 三谷 秀治君(理事林百郎君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

一、昨十三日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小林 信一君(理事嶋崎謙君昨十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

和 田 貞夫君

補欠

正 本 良明君

補欠

中 島 武敏君

補欠

青 柳 盛雄君

補欠

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

不 破 哲三君

補欠

瀬 長 亀次郎君

補欠

田 代 文久君

補欠

予 算 委員

辞任

瀬 長 亀次郎君

補欠

田 代 文久君

補欠

決 算 委員

辞任

田 代 文久君

補欠

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

山 田 太郎君

補欠

高 橋 繁君

補欠

山 田 太郎君

補欠

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

奥 田 敬和君

補欠

服 部 安司君

正 本 良明君 岡本 富夫君
中 島 武敏君 青 柳 盛雄君
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

不 破 哲三君

補欠

瀬 長 亀次郎君

補欠

田 代 文久君

補欠

予 算 委員

辞任

瀬 長 亀次郎君

補欠

田 代 文久君

補欠

決 算 委員

辞任

田 代 文久君

補欠

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

山 田 太郎君

補欠

高 橋 繁君

補欠

山 田 太郎君

補欠

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

奥 田 敬和君

補欠

服 部 安司君

補欠

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

二七八

商工委員 玉置 一徳君 神田 大作君

補欠 神田 大作君

通信委員 玉置 一徳君 神田 大作君

補欠 神田 大作君

予算委員 池田 禎治君 小沢 貞孝君

補欠 池田 禎治君

理事 木下 元二君 (理事中島武敏君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠)

池田 禎治君 安里積千代君

(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任 稻富 稔人君 小宮 武喜君

補欠 小宮 武喜君

公害対策並びに環境保全特別委員 辞任 小宮 武喜君 稻富 稔人君

補欠 稻富 稔人君

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 越智 伊平君 天野 公義君

補欠 天野 公義君

山本弥之助君 津川 武一君 廣沢 直樹君 天野 公義君 佐野 進君 山本弥之助君

不破 哲三君 津川 武一君 有島 重武君 廣沢 直樹君

補欠 廣沢 直樹君

(議案受理) 一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

結核予防法等の一部を改正する法律案

(議案提出) 一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十八年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書 (その一) 昭和四十八年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書 (その一) 昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案

雇用保険法案 宅地開発公団法案

恩給法等の一部を改正する法律案 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 国民年金法等の一部を改正する法律案

農用地開発公団法案 漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律案 一、昨十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案付託) 一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

結核予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予) 社会労働委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十八年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その一)

昭和四十八年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その一)

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

以上三件 決算委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

沖繩及び北方問題に 関する特別委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

以上二件 内閣委員会 付託 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

以上四件 農林水産委員会 付託

(議案送付) 一、去る七日、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

案

案

案

案

案

案

案

案

書(金瀬俊雄君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
空港計画のための需要予測等に関する質問主意書

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第七四号)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本法案は、最近におけるモーターボート、小型漁船の増加が著しく、これに伴い、これらの小型船舶による事故も相当数にのぼっている実情にかんがみ、緊急に小型船舶の航行の安全を確保するため、従来船舶職員法の適用のなかつた小型船舶についても原則として免許を受けた者の乗組みを義務づけるとともに、現行の免許制度自体が必ずしも現在のような多種多様な小型船舶の使用実態に見合っていないこと等にかんがみ、実態に即した合理的な免許制度を創設すること等を目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総トン数五トン未満の船舶であつて、旅客運送の用に供しないものについても船舶職員法を適用するものとする。
2 海技従事者の資格として新たに次の資格を設け、現行の小型船舶操縦士の資格は廃止するものとする。

(一) 一級小型船舶操縦士
(二) 二級小型船舶操縦士
(三) 三級小型船舶操縦士
(四) 四級小型船舶操縦士

3 新たに設けることとした資格についての試験は、身体検査、学科試験及び実技試験とするものとする。
4 新たに設けることとした資格に対応する試験の実施に関する事務を申請により運輸大臣が指定する者(小型船舶操縦士試験機関)に行わせることとし、小型船舶操縦士試験機関についてその指定基準その他監督に関する所要の規定を設けるものとする。

5 小型船舶に対し、船舶職員法の適用を拡大し、かつ、新たに小型船舶操縦士に関する資格を設けたことに応じ小型船舶に船舶職員として乗り組まざるべき海技従事者の資格を船舶の総トン数及びその航行区域を基準として定めるものとする。
6 その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の修正議決理由
本法案は、最近におけるモーターボート、小型漁船等の小型船舶の事故発生状況にかんがみ、小型船舶による事故を防止するため必要な措置と認めるが、小型船舶操縦士の資格の免許につき、航行する区域及び推進機関の馬力について限定できること及び一定の距離を航行する外洋小型船舶については機関長を乗り組ませることが適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、井上泉君外二名より日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる小型船舶操縦士の免許を従前のとおり十八歳以上とすること及び外洋小型船舶についてはすべて機関長を乗り組ませることを内容とする修正案及び日本共産党・革新共同平田藤吉君より小型船舶操縦士試験機関を新設しようとしている第三章の二を削除すること等を内容とする修正案がそれぞれ提出されたが、両修正案とも賛成少数をもって否決された。
また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
本法案施行に要する経費
昭和四十八年度一般会計予算(運輸省所管)に三千二百万円(小型船舶操縦士実技試験用舟艇購入費補助金)が計上されている。
右報告する。
昭和四十九年二月十三日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
交通安全対策特別委員長 勝澤 芳雄

昭和四十九年二月十四日 衆議院会議録第十二号 議案に関する報告書

船舶職員法の一部を改正する法律
船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
目次中第三章 船舶職員(第十八条―第二十三条)を「第三章 船舶職員(第十八条―第二十三条)の二 小型船舶操縦士試験機関(第二十三條の二―第二十三條の十四)」に、「第二十九條の二」を「第二十九條の三」に改める。
第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「又は主としてろかい」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第五条第一項中「小型船舶操縦士」を削り、「内種機関士」を「一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士、三級小型船舶操縦士、四級小型船舶操縦士」に改め、同条に次の三項を加える。

3 運輸大臣は、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士、三級小型船舶操縦士及び四級小型船舶操縦士(以下「小型船舶操縦士」という。)の資格についての免許につき、運輸省令で定めるところにより、免許を受ける者の身体の状態その他の状況(以下「身体の状態」という。)に基き、船舶として乗り組む船舶の操縦設備その他の設備(以下「操縦設備」という。)に基き、免許を受けることができる。
○又は航行する区域及び推進機関の馬力
○又は操縦の技能
○又は身体の状態に基き、免許を受けることができる。

4 前項の規定による〇限定は、小型船舶操縦士の資格についての免許を与える場合にするほか、その免許を受けている者の申請又は職権により、検査を行なつて、新たに附加し、変更し、又は解除することができる。

5 この法律の規定の適用における第一項の資格の上級及び下級の別は、別表第五に定めるところによる。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 左に掲げる区分に応じ、それぞれ左に掲げる年齢に満たない者
イ 四級小型船舶操縦士 十六歳

二七九

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号 議案に関する報告書

ハ 一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び三級小型船舶操縦士 十八歳

ハ 小型船舶操縦士以外の資格 二十歳
○第一項本文中第五項第二項の下に「若しくは第三項を」、「機関の種類」の下に「若しくは航行する区域及び推進機関の馬力」を加え、同条

第二十一条第二項の下に「又は第三項を」、「免許について船舶の種類」の下に「又は航行する区域及び推進機関の馬力」を加え、「資格別かつ船舶の種類」を「資格別かつ船舶の種類又は資格別かつ船舶の航行する区域及び推進機関の馬力」別に改める。

第十三条第二項中「及び學術試験」を、「學科試験及び実技試験（小型船舶操縦士の資格についての試験に限る。）」に改める。

第十三条の二の見出し中「學術試験」を「試験」に改め、同条第一項中「學術試験」を「學科試験又は実技試験」に改め、同条第二項中「資格に」を「資格（小型船舶操縦士の資格を除く。）」に、「學術試験」を「學科試験」に改め、同条第三項中「學術試験」を「學科試験」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 丙種航海士又は丙種機関士の資格について試験を受ける者が小型船舶操縦士の資格の海技従事者である場合及び小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者が丙種航海士若しくは丙種機関士又はこれらの資格より上級の資格の海技従事者である場合には、運輸省令で定めるところにより、學科試験の一部を免除することができる。

4 小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者がその受ける試験に係る資格より下級の資格の海技従事者である場合には、運輸省令で定めるところにより、學科試験の一部又は実技試験の全部若しくは一部を免除することができる。

5 小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者が運輸省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、運輸省令で定めるところにより、実技試験の全部又は一部を免除することができる。

第十四条第一項中「試験の下に」（小型船舶操縦士の資格についての試験を除く。）を加え、「學術試験」を「學科試験」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第二項中「第五項第二項の規定によりその免許について船舶の種類を」を「その免許について第五項第二項の規定による船舶の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備に」、「機関の船舶」を「機関又はその限定をされた設備を有する船舶」に改め、同条第三項を削る。

2 船舶所有者は、海技従事者がその免許について第五項第二項の規定による船舶の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備若しくは航行する区域及び推進機関の馬力についての限定をされた者である場合には、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するとき、又はその限定をされた設備を有し、若しくはその限定をされた区域のみを航行し、かつ、その限定をされた馬力の推進機関を有するときでなければ、別表第一の船舶職員に掲げる船舶職員として乗組してはならない。

第十九条第一項中「前条第一項及び第二項並びに」を「前条及び」に改める。

第二十一条第二項中「第五項第二項の規定によりその免許について船舶の種類についての限定をされた海技従事者」を「海技従事者は、その免許について第五項第二項の規定による船舶の種類

種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備についての限定をされている場合において「一、機関の船舶」を「機関又はその限定をされた設備を有する船舶」に改め、同条第四項を削る。

2 海技従事者は、その免許について第五項第二項の規定による船舶の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備若しくは航行する区域及び推進機関の馬力についての限定をされた者である場合には、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するとき、又はその限定をされた設備を有し、若しくはその限定をされた区域のみを航行し、かつ、その限定をされた馬力の推進機関を有するときでなければ、別表第一の船舶職員に掲げる船舶職員として乗組してはならない。

第二十一条第四項を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 小型船舶操縦士試験機関
(指定)
第二十三条の二 運輸大臣は、申請により指定する者に、小型船舶操縦士の資格についての試験（運輸省令で定めるものを除く。）の実施に関する事務（以下「特定試験事務」という。）を行なわせる。

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、特定試験事務の実施に関し第十六条前段に規定する運輸大臣の職権を行なうことができる。

3 運輸大臣は、指定試験機関に特定試験事務を行なわせるときは、特定試験事務を行なわないものとする。

(指定の基準)
第二十三条の三 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が左の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に関する計画が特定試験事務の適正且つ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に関する計画の適正且つ確実な実施に足るものであること。

2 運輸大臣は、指定の申請が左の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 特定試験事務以外の申請者の行なう業務により申請者が特定試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第二十三条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、左のいずれかに該当する者があること。

イ この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十三条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)
第二十三条の四 運輸大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行なう事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は特定試験事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員の変更及び解任)

第二十三条の五 指定試験機関の役員の変更及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定試験機関の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十三條の七第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(小型船舶操縦士試験員)

第二十三条の六 指定試験機関は、特定試験事務を行なう場合において、小型船舶操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に關する事務については、小型船舶操縦士試験員に行なわせなければならない。

2 小型船舶操縦士試験員は、船舶職員の養成又はこれ準ずる業務に關する知識及び経験に關する運輸省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、小型船舶操縦士試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、小型船舶操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、小型船舶操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により小型船舶操縦士試験員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶操縦士試験員となることができない。

6 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、小型船舶操縦士試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第二十三条の七 指定試験機関は、特定試験事務の開始前に、特定試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした試験事務規程が特定試験事務の適正且つ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を變更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(予算等の認可等)

第二十三条の八 指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十三条の九 特定試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第二十三条の十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、特定試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告等)

第二十三条の十一 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、指定試験機関に対し、特定試験事務に關し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、特定試験事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定試験事務の休廃止)

第二十三条の十二 指定試験機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、特定試験事務に關する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十三条の十三 運輸大臣は、指定試験機関が左の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十三条の三第二項第五号に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の五第二項、第二十三条の六第四項、第二十三条の七第二項又は第二十三条の十の規定による命令に違反したとき。

四 第二十三条の七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで特定試験事務を行なつたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(運輸大臣による特定試験事務の実施)

第二十三条の十四 運輸大臣は、指定試験機関が第二十三条の十二第一項の規定により特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により特定試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号 議案に関する報告書

は、特定試験事務を自ら行なうものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により特定試験事務を行なうものとし、又は同項の規定により行なつて
いる特定試験事務を行なわないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければな
らない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により特定試験事務を行なうものとし、第二十三条の十二第一項の規
定により特定試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消し
た場合における特定試験事務の引継ぎその他の所要の事項は、運輸省令で定める。

第二十六条中「免許」の下に「若しくは海技従事者免許原簿に登録された事項の変更」を、「手数料を」
の下に「国(指定試験機関)の行なう試験を受ける者にあつては、指定試験機関に」を加え、同条に次
の一項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第二十七条第一項中「もの」の下に「(特定試験事務を除く。)」を加える。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(運輸省令への委任)

第二十八条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、
運輸省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条の三 指定試験機関が行なう特定試験事務に係る処分又はその不作為については、運輸大
臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二十九条の二第二項を次のように改める。

2 第二十三条の十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十九条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、第四章中同条の次に次の一条を加え
る。

(経過措置)

第二十九条の三 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合において
は、それぞれ政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内にお
いて、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十条の三とし、

第五章中同条の前に次の二条を加える。

第三十条 第二十三条の十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為
をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十条の二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした
者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十一条中「三万円」を「五万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 左の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の
役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定
による質問に対し虚偽の陳述をしたとき。

二 第二十三条の十二第一項の許可を受けないで特定試験事務に関する業務の全部を廃止したと
き。

2 第二十三条の十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金
に処する。

第三十二条中「五千円」を「一万円」に改め、同条第二号中「第二十九条の二第四項」を「第二十九条の
二第三項」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条中「第三十条」を「第三十条の三」に改める。

附則に次の一項を加える。

15 推進機関を有しない総トン数五トン未満の帆船は、当分の間、第一条第一項の船舶に含まれない
ものとする。

別表第一中

総トン数五 供するもの		総トン数五 供するもの		総トン数五 供するもの	
船 長	小型船舶操縦士	四十馬力以上の推進機 関を有しないもの		四十馬力以上の推進機 関を有するもの	
		船 長		船 長	
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士
船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型船舶操縦士	船 長	小型

を

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号 議案に関する報告書

航行区域とする船舶」を「総トン数二十トン以上の平水区域を航行区域とする船舶及び航行区域を有しない漁船以外の船舶で平水区域のみを航行するもの」に、「総トン数二百トン未満のもの」を「総トン数二十トン以上二百トン未満のもの」に、「沿海区域」を「総トン数二十トン以上の沿海区域」に、「総トン数五十トン未満のもの」を「総トン数二十トン以上五十トン未満のもの」に、「近海区域」を「総トン数二十トン以上の近海区域」に、「遠洋区域」を「総トン数二十トン以上の遠洋区域」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 一 沿岸小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、丙区域（沿海区域のうち運輸省令で定める区域をいう。以下同じ。）内の区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので丙区域のみを航行するものをいう。
- 二 沿海小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、沿岸小型船及び外洋小型船以外のものをいう。
- 三 外洋小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので沿海区域のみを航行するものでないものをいう。
- 四 乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいう。
- 五 甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第五中

丙種航海士	丙種航海士
小型船舶操縦士	を 丙種船長 丙種航海士

外洋小型船	沿海小型船		沿岸小型船
	總トン数二 十トン未満 の船舶	總トン数五 十トン以上二 十トン未満の もの	總トン数五 十トン未満の もの
航行する外洋に 限る	機関長（運 輸省令で定 める区域を 航行する外 洋に）	船長	船長
	丙種機関士	縦士 一級小型船舶操 縦士	縦士 二級小型船舶操 縦士 三級小型船舶操 縦士 四級小型船舶操 縦士

に、「平水区域を

丙種機関長		丙種機関士	
を			
丙種機関長	丙種機関士	丙種機関長	丙種機関士
操縦士	操縦士	操縦士	操縦士
二級小型船舶	二級小型船舶	二級小型船舶	二級小型船舶
操縦士	操縦士	操縦士	操縦士
三級小型船舶	三級小型船舶	三級小型船舶	三級小型船舶
操縦士	操縦士	操縦士	操縦士
四級小型船舶	四級小型船舶	四級小型船舶	四級小型船舶
操縦士	操縦士	操縦士	操縦士

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三章の次に一章を加える改正規定、第二十八条の次に二条を加える改正規定（第二十八条の二を加える部分に限る。）、第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、第三十条の改正規定、同条を第三十条の三とし、同条の前に二条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十二条及び第三十三条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(經過措置)

第二条 改正前の船舶職員法（以下「旧法」という。）により旧法第五条第一項の小型船舶操縦士（以下「旧小型船舶操縦士」という。）の資格についてされた免許は、改正後の船舶職員法（以下「新法」という。）（第十八条及び第二十一条を除く。）及び海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の規定の適用については、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第五条第一項の規定にかかわらず、旧小型船舶操縦士の資格について新法によりされた免許とみなす。この場合において、新法第八条第一項及び新法第十三条の二第二項の規定の適用における資格の上級及び下級の別は、旧法別表第五の例による。

第三条 運輸大臣は、この法律の施行の際旧法により旧小型船舶操縦士の資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格について免許を受け、又は試験に合格している者であつて、運輸大臣が指定する船舶職員養成施設において運輸大臣が定める課程の講習を修了し、又は新法による一級小型船舶操縦士の資格に必要な知識及び能力を有していることについて運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から十年を経過する日まで、新法による一級小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。ただし、この法律の施行後その免許を受けようとする時までに、この法律の施行の際受けていた免許（前条の規定に

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号 議案に関する報告書

より新法によりされたとみなされる旧小型船舶操縦士の資格についての免許を含む。)が取り消され、又はその試験の資格が無効とされた者については、この限りでない。

第四条 運輸大臣は、この法律の施行の際業として又はその営む事業のため総トン数五トン未満の船舶(旅客運送の用に供するものを除く。)において、船長の職務を行なつてゐる者であつて、その要件を備へることについてこの法律の施行の日から一年を経過する日までに運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から三年を経過する日までにその者の申請があつたときは、試験を行なわないで、この法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の航行している区域に応じ、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士又は四級小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により免許を与える場合において、当該免許を受ける者がこの法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の総トン数に応じ、その免許につき船舶の総トン数についての限定をすることができる。

3 新法第十八条第二項及び新法第二十一条第二項の規定は、前項の規定により免許について船舶の総トン数についての限定をされた者を船舶職員として船舶に乗り組ませる場合及びその者が船舶職員として船舶に乗り組む場合について準用する。

4 新法第十九条の規定は、前項において準用する新法第十八条第二項の規定の適用について準用する。

5 新法第二十二條の二の規定は、第三項において準用する新法第十八条第二項の規定又は前項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合について準用する。

6 第三項において準用する新法第二十一条第二項、第四項において準用する新法第十九条及び前項において準用する新法第二十二條の二の規定は、新法第十条第一項の規定の適用については船舶職員法の規定とみなす。

7 第三項において準用する新法第十八条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

8 第四項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令又は第五項において準用する新法第二十二條の二第一項の規定による処分違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第三項において準用する新法第二十一条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

る。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。

11 第四項において準用する新法第十九条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第五条 船舶所有者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第十八条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶には、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格の海技従事者(附則第二条の規定により旧小型船舶操縦士の資格について免許を受けたとみなされる者を含む。次条において同じ。)を乗り組ませることをもつて足りる。

第六条 この法律の施行の際旧法別表第一の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格についての免許を受けていた海技従事者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第二十一条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶の同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として乗り組むことができる。

第七条 総トン数五トン未満の船舶(旅客運送の用に供する船舶を除く。)については、新法第十八条及び新法第二十一条の規定は、この法律の施行の日から一年六月を経過する日までの間、適用しない。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第九条 新法第二十三條の二第一項の規定により運輸大臣が指定試験機関に行なわせる特定試験事務は、新法による小型船舶操縦士に係るものとし、新法第二十三條の四第一項に規定する特定試験事務の開始の日は、この法律の施行の日以後の日とするものとする。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

〔別紙〕

船舶職員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、船舶航行の安全確保に資するため、港内を航行する通船等旅客を運

送する船舶については、補助者を乗り組ませる等安全に支障のないよう適切な指導を行うこと。

なお、従前より配乗している内種機関士については、雇用上の不安を生ぜしめないよう特段の処置を講ずること。

右決議する。

昭和四十九年二月十四日 衆議院會議録第十二号

二八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定 一 部 五 十 円 (送料共)
発 行 所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大 蔵 省 印 刷 局 電話 東京 五八二 四四二一(大代)